

# 中間論点整理についての 意見募集の概要

消費者庁食品表示課

## 意見募集の結果

- ・ 意見募集期間 平成24年3月5日～4月4日
- ・ 意見総件数 1,084件
- ・ 取りまとめに当たったての留意点  
1件の意見に論点等ごとの複数の趣旨が含まれていたものについては、各趣旨に対応した論点等ごとにそれぞれ計上。(よって、同一の意見が複数個所に計上されていることがあります。)

# 論点1 新たな食品表示制度の「目的」をどのような内容とするべきか。

## 論点についての主な考え方

(考え方1-1)

「消費者に品質に関する正確な情報を伝えること」、「衛生上の危害の発生を防止(又は食品の安全性を確保)し、国民の健康の保護を図ること」、「国民の健康の増進を図るための措置を通じ、国民保健の向上を図ること」、「公正で自由な競争を促進すること」等を並列して目的に位置付ける。

(考え方1-2)

「食品の安全」、「国民の健康の増進」等については商品選択の際の要素の一つとして位置付け、「消費者の合理的な商品選択に資すること」(又は消費者に正確な情報を伝えること)を直接の目的とする。

(考え方1-3)

消費者に対して食品に関する必要な情報が提供されること等を通じて、「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」、「消費者の安全の確保」など消費者基本法の理念が図られることを目的とする。

	意見内容	類似意見の総計
1-1	既存の三法の目的を並列して目的に位置付けるべき。	35件
	合理的な商品選択に資することと健康危害発生の防止を主目的とすべき。	7件
	「消費者が食品を合理的かつ自主的に選択し、衛生的に利用することができるようにすること」及び「事業者から消費者に向けた情報伝達の公正さ、的確さを担保すること」とすべき。	1件
	三法の目的を並列した上で、なるべく抽象的な形で消費者の権利を最終的な目的として定めるべき。	1件
1-2	消費者の合理的な商品選択に資することを基本的な目的とすべき。	8件
1-3	消費者基本法の理念が図られることを目的とすべき。	24件
	消費者基本法の理念に基づき、消費者の権利を明記すべき。目的に「消費者の権利」(消費者の知る権利、選択する権利等)を明記すべき。	75件
		73件
その他	衛生上の危害の発生防止及び国民の健康の増進を図ることを目的とすべき。	6件
	消費者の権利が確保されること、および消費者の健康の保護・増進が図られることを目的とすべき。	4件
	産業振興や食糧自給率の向上も目的に含めるべき。	4件
	「食育」と「健康」に寄与し、「食文化を守る」ことを目的とすべき。	191件
	景表法、計量法等、3法以外の食品に関する法律も含めて体系的に整理し、新たな法律のあり方を検討すべき。	16件
	消費者にとっても事業者にとってもわかりやすい表示とすべき。	15件
	監視執行体制も一元化することを勧告して目的を制定する必要がある。	20件
	食品衛生法、JAS法、健康増進法は、それぞれ目的が異なり今後も存続する法律であることから、相互に矛盾が生じないよう法目的を整理する必要がある。	1件
	国際的にも評価に耐える健康寿命や被害の未然防止の視点を入れた、ユニバーサルデザインに近い内容とすべき。	1件

## 論点2 新たな食品表示制度における表示事項はどうあるべきか。

### 論点についての主な考え方

- (考え方2-1-1)  
名称、原材料、容量などの一般的な事項や健康危害に直接関連する事項(アレルギー表示など)を中心に義務化して容器包装に分かりやすく記載する。それ以外の事項などは事業者の主体的取組を尊重して任意表示とする。
- (考え方2-1-2)  
現在、任意表示事項となっている事項も含め、消費者の商品選択や安全確保の観点から、表示事項に優先順位をつけて、義務表示事項の範囲を検討する。
- (考え方2-1-3)  
現在の表示事項は最低限維持しつつ、例えば、消費者が関心を持っている表示項目を増やすなど、消費者にとって更なる情報を提供できるようにする。
- (考え方2-1-4)  
任意表示事項についても、自主的な取組による情報提供の促進について施策として位置付ける。
- (考え方2-1-5)  
表示方法のルールとして、表示するか否かは任意だが、表示する場合には、一定の基準に従うことを必要とするという方法があり、このような方法を積極的に活用する。
- (考え方2-1-6)  
例えば、原材料を冠表示や強調表示をしているものについて、原則としてその使用割合を表示させるなど、特定の表示をしている場合には一定の事項を併せて記載することを義務付けるという方法があり、このような方法を積極的に活用する。

	意見内容	類似意見の総計
2-1-1	表示事項を絞り込み、文字を大きくして消費者にとって見やすく分かりやすくすることを最優先とする。	42件
2-1-2	義務表示事項は一般的事項や健康危害に関連する事項(又は、『公正な取引』及び「衛生上の危害防止」に真に関わる事項)に限定し、それ以外の事項は任意表示とすべき。	51件
2-1-3	食品の安全性確保に係る項目を優先し、消費者にわかりやすい表示と事業者の実行可能性を考慮して、内容を絞るべきである。	5件
2-1-4	現在の表示事項は最低限維持しつつ、義務表示事項の範囲はひろげていくべきである。	53件
2-1-5	任意表示事項については、各事業者の自主的な取組みに任せざるべきであると考え、事業者団体による情報提供の促進施策としての位置付けも考えられる。	2件
2-1-6	消費者に有利又は優良誤認を与えない観点から、公正競争規約等による業界の自主的基準の設定等への取組みを積極的に推進していく必要があるものと考えられる。	1件
2-1-7	表示するか否かは任意だが、表示する場合は一定の基準に従って表示する。	11件
2-1-8	強調表示した原材料はすべて割合表示すべきである。強調表示していながら、使用割合が著しく少ない場合、消費者を誤認させることになる。	11件
その他	遺伝子組換え食品の表示も義務化すべき。	165件
	遺伝子組換え食品について、本中間論点整理においては触れられていません。消費者が遺伝子組換えでない商品を選択できるようわかりやすい表示とすることは重要な論点。	26件
	“無添加”、“不使用”など使用していない原材料に対する強調表示を規制事項にすることを希望。食品添加物の無添加や不使用の表示は、それを使用しないことが優良であるような誤認を消費者に与え、場合によっては安全性を軽視する可能性もあり、それを強調するような表示は不適切。	1件

## 論点2 新たな食品表示制度における表示事項はどうあるべきか。

### 論点についての主な考え方

(考え方2-2-1)  
表示が分かりにくいのは、根拠とする法令が複数存在するなど、表示制度自体が分かりにくいためではないか。JAS法、食品衛生法、健康増進法の三法を統合し、用語の定義の統一・整理を図ることにより分かりやすくなる。

(考え方2-2-2)  
表示事項等の見直しを行った上で、文字を大きくする。

(考え方2-2-3)  
容器包装だけに表示することから、表示面積が限られ、分かりにくくなっているのではないか。分かりやすくなるため、表示項目に応じて容器包装以外の媒体を活用した表示も認めるかどうかを検討する。

(考え方2-2-4)  
例えば、インターネットなどの容器包装以外の媒体を活用した場合、それを見られない人もいる一方で、中小零細事業者の中には自社のホームページをもっていない者も存在するなど課題があることから、容器包装に表示をしないと分らないということも考慮する。

	意見内容	類似意見の総計
2-2-1	消費者に分かりやすく、誤認しない用語の定義設定を行い、統一を図る必要がある。	34件
2-2-2	義務表示事項を本当に必要なものに限定し、文字を出来るだけ大きくする必要があり、わかりやすい表示とは表示項目が少なく大きな字という表面的なことではなく、正確な情報が記載され、消費者の合理的な商品選択に資することを前提として考えるべき。	8件
2-2-3	容器包装の面積は限られているため、分かりやすい情報を消費者に伝えるためには、容器包装以外の媒体を活用することの検討は必要。	10件
2-2-4	全ての義務表示事項を容器包装に表示することは原則として維持されるべき。	9件
その他	実態調査・ヒアリングなどを行っていただきたい。	60件
	食品添加物の一括表示など、わかりにくい表示についての見直しが必要。	33件
	添加物表示も物質名で記載するとスペースを多く要するので、EUのように記号番号で表示してもよいのではないか。	26件
	使用した原材料については、「食品添加物以外の原材料」と「食品添加物」に区分することなく、原材料に占める重量の割合の多いものから順に表示することに変更していただきたい。	11件
		2件
		1件

## 論点3 食品表示に関する適用対象となっていない販売形態についてどう取り扱うべきか。

### 論点についての主な考え方

(考え方3-1)

現在、義務表示の対象となっていない販売形態について、表示の義務付けを検討するよりも業界団体でガイドラインを策定し、自主的取組を促進することが重要である。

(考え方3-2)

現在、義務表示の対象となっていない販売形態について、現行の容器包装上の表示と同様の表示を一律に義務付けることを基本とし、義務付けの適否を検討する。

(考え方3-3)

現在義務表示の対象となっていない販売形態について、販売形態ごとに義務表示の対象とするか否か、さらに、仮に義務表示とした場合には、表示すべき事項の範囲をどのようにするか具体的に検討する。

	意見内容	類似意見の総計
3-1	インストア販売、外食、Webサイト、自動販売機等の販売形態については、一般的に事業者の実行可能性の面で課題が多いことから、直ちに義務表示の対象とするよりはガイドライン等の自主的取組みを促進することが適当。	10件
3-2	「現在、義務表示の対象となっていない販売形態について、現行の容器包装上の表示と同様の表示を一律に義務付けることを基本とし、義務付けの適否を検討する。」によるべきである。	12件
3-3	外食、インターネット販売など食品の販売形態は多様化しているが、これらの販売実態は、形態ごとに著しく異なっており、一律に論じたり、規定すべきではない。実態を無視した義務化は表示偽装を招くおそれもある。販売特性(対面販売による情報伝達の可能性など)や当局の監視コスト等の社会的費用の増大などを十分に吟味し、事業者の実行可能性を確保するかたちで、個別具体的かつ慎重に検討すべきである。	29件

# 論点3 食品表示に関する適用対象となっていない販売形態についてどう取り扱うべきか。

## 論点についての主な考え方

(考え方3-3-A)  
 インストア加工の包装済み食品については、期限表示やアレルギー表示など食品衛生法に基づく表示が義務付けられますが、原材料名や内容量など食品衛生法では表示義務はありません。原材料名や内容量なども通常の予め包装された食品同様、表示義務を望む。

(考え方3-3-B)  
 インターネット販売に関しては、手元に来てからでないとそのものの表示がわからない為、アレルギー情報など、最低限、健康被害を懸念される内容については、Web上で情報提供が必要である。(業界をまとめる団体が存在しないのであれば制度化が必要)

(考え方3-3-C)  
 量り売りで販売される惣菜や外食などについても、アレルギー表示や栄養表示は義務化することを検討する。

意見内容		類似意見の総計
3-3-A	インストア加工の包装済み食品については期限表示やアレルギー表示など現行の食品衛生法に基づく表示が義務付けられますが、原材料名や内容量など食品衛生法では表示義務はありません。原材料名や内容量なども通常の予め包装された食品同様、表示義務を望む。	7件
3-3-B	インターネット販売に関しては、手元に来てからでないとそのものの表示がわからない為、アレルギー情報など、最低限、健康被害を懸念される内容については、Web上で情報提供が必要である。(業界をまとめる団体が存在しないのであれば制度化が必要)	14件
3-3-C	少なくとも命に直結するアレルギー表示については、販売形態の如何を問わず、義務表示とすべきと考える。量り売りで販売される惣菜や外食についても、カロリーや塩分の制限、健康志向が高まっていることから、アレルギー表示や栄養表示(少なくともカロリーや塩分表示)については義務化を望む。	23件
	現在、義務表示の対象となっていない販売形態において、人の生命と健康を守る上で必要とされるアレルギー表示については、義務化する。	30件
その他	ホームページ等の場合であっても包装資材の表示と同様の問題がある。例えば、原料原産地の頻繁な変更と開示情報を一致させるための難しさや変更ミス、取扱う製品の種類が多い食品製造事業者によってはホームページ等の表示スペースが膨大になること、新製品の研究開発および改良を頻繁に行っていること等から、製品そのものの変更とホームページの変更とのタイミングを完全に一致させるための管理は困難。	9件
	自販機で購入する清涼飲料については、その購入者が食品表示を確認してから購入することは極めて考えにくい。それは、購入の利便性を重視しているからだと考える。現実的に購入者からの問合せもほぼ皆無である。これらのことから、自販機への表示事項の義務化は必要ないと考える。	19件
	アレルギー保有者にとって、食品の表示は発症のリスクを回避すると同時に、発症しない食品を選択するための重要な情報である。	65件

## 論点4 加工食品の原料原産地表示について、どのように考えるべきか。

### 論点についての主な考え方

- (考え方4-1)  
新たな食品表示制度の下でも、引き続き、従来の要件を基本に考える。
- (考え方4-2)  
義務表示品目を拡大するよりも、ガイドライン等を整備して、その対象を拡大する。
- (考え方4-3)  
原則、原料原産地表示を全ての加工食品に義務化するという姿勢に立って、それに向けて課題を解決する方法を検討する。
- (考え方4-4)  
現在、原料原産地の表示が義務化されているものについても、その必要性について改めて検討する。
- (考え方4-5)  
例えば、原材料に関する冠表示や強調表示をした場合については、その表示を消費者が商品選択の基準とすることが想定されるため、その原料原産地を表示させる方法を検討する。
- (考え方4-6)  
消費者が加工食品の原産地の表示を見て、原料の原産地も同様であると誤認しやすいような場合について、原料の原産地も併せて表示させることを検討する。

	意見内容	類似意見の総計
4-1	原料原産地表示をする品目の要件については、長い時間をかけて農水省・厚労省の表示共同会議の場でしっかり検討された考え方があり、それに従って検討していくべきである。今回の検討会でも、品目拡大を前提として議論するのはおかしい、という意見がほとんどである。	72件
4-2	原料原産地表示の拡大は、義務付けではなく、事業者の自主的取組を推奨する方向で行うことが適切。	81件
4-3	国際規格との整合性、原料の調達先や配合割合の頻繁な変更、食品の安全問題を誤誘導する等の問題があるため、義務化ではなく食品事業者の自主的取組に委ねるべきである。	29件
4-3	原則として全ての加工食品に原料原産地表示の表示義務を課すべき。	477件
4-4	原料原産地表示は増やすべきではない。	35件
4-4	原料原産地表示制度の存在意義に疑問を感じる。	28件
4-5	商品名やキャッチコピーに強調されて原料原産地が表示されているものに関しては、使用割合を併記させるなど措置を講ずるべき。	169件
4-6	加工食品の主な原材料の素性を知りたいというのは消費者の要望である。しかし、現行の制度（JAS法第4条）においては「50%ルール」が規定されており、49%以下の原材料に輸入品が入っていても表示義務がないため、多くの消費者が国産と誤認して購入している可能性がある。	61件
その他	複数の原材料を使用する高度な加工食品などは、使用原材料も多く、その原産地表示は材料ごとに複数の組み合わせとすることが予想される。この場合「原産地：〇〇または〇〇」など複数の原産地表示を行うことで消費者へかえって誤認を与えることや、製造者がひとつの製品に複数種の包材を用意することで包材の取り違いによる表示違反を招くことにもつながりかねない。	8件
	加工食品の多くは、複数の産地から原料を調達しつつ、調達先を頻繁に変更していることから、原料原産地表示への対応は困難。	139件

## 論点5 栄養表示を義務化すべきか。

仮に義務を課すとした場合、対象となる栄養成分等はどのように考えるべきか。

### 論点についての主な考え方

- (考え方5-1-1)  
栄養表示の義務化を進める。
- (考え方5-1-2)  
仮に義務表示を課すとした場合、栄養表示が困難な事業者については、義務化対象から除外するかどうかを検討する。
- (考え方5-1-3)  
全ての食品に栄養表示をしている事業者は限定的であることから、義務化ではなく、事業者の自主的取組を推奨する。
- (考え方5-2-1)  
仮に義務表示を課すとした場合、義務表示の対象とする栄養成分は、エネルギー、ナトリウム(又は、食塩相当量)、脂質、炭水化物、たんぱく質の5成分とする。
- (考え方5-2-2)  
義務表示の対象とする栄養成分は、最初から5成分全てを義務化するのではなく、エネルギーと食塩相当量の2成分とし、残りは任意表示とする。

	意見内容	類似意見の総計
5-1-1	栄養表示は原則として義務化すべきである。	111件
	栄養表示はトランス脂肪酸も含めて義務化すべき。	2件
	仮に義務化するのであれば、中小・零細事業者は除外規定を設けてほしい。	89件
5-1-2	仮に義務化するのであれば、中小・零細事業者は除外規定を設けてほしい。	89件
	現行の制度を維持すべき。	213件
5-1-3	現行の制度を維持すべき。	213件
	商品の個包装が進み、表示スペースが無く、義務化されても対応困難。	6件
その他	そもそも食生活の改善と健康増進は、消費者自身が日常生活の中で管理するものであり、零細事業者にまで過大な負担をかけて栄養表示の義務を課すことによつて解決するものではない。	2件
	対象となる栄養成分については、現行の健康増進法にある5成分を基本とすべき。	25件
5-2-1	栄養表示は、エネルギー、食塩相当量の2成分を必須とし、それ以外の成分は任意表示とすべき。	10件
	ナトリウムを表示すべき。	3件
5-2-2	食塩相当量を表示してほしい。	11件
	ナトリウムと食塩相当量を併記してほしい。	13件
その他	ナトリウム表記でも食塩相当量表記でもどちらの表記でも認めてほしい。	53件
	栄養成分の表示順番は今まで通りとしてほしい。	129件

## 論点5 栄養表示を義務化すべきか。

仮に義務を課すとした場合、対象となる栄養成分等はどのように考えるべきか。

意見内容		類似意見の総計
5-3-1	自主的取組の際の表示値については、合理的根拠を有することを前提として、計算値で良いという考え方(5-3-1)はよい。	69件
5-3-2	ナトリウムについては我が国の国民の摂取量が多いことから、誤差の許容範囲の設定を上限のみにするという考え方を支持する。	7件
5-3-3	低含有量のものは、実測値、表示値が基準を逸脱していても健康影響は少ないと考えられる上、低含有量の場合は、誤差が相対的に大きくなるが多く、微量、低含有量については、誤差の許容範囲を拡張することが望ましいと考えます。	10件
5-3-4	栄養成分表示について、表示一元化後も現行どおり幅をもった表示を認めていただきたい。水産物の様に季節によってその脂質含量が変動する原料を使用する加工食品においては、幅をもった表示で記載している。	17件
その他	栄養成分値は、原材料の種類、産年等によって異なってくるため、正確性を担保することが極めて困難。	40件
	栄養表示はわかりやすく、栄養成分量とその一日所要量中での割合を表示させること。	2件

### 論点についての主な考え方

(考え方5-3-1)  
合理的な根拠があれば、例えばば計算値を表示することができることとし、この場合、誤差が一定の範囲に入っていないくてもよいものとするが、計算値である旨を明示することとする。

(考え方5-3-2)  
我が国においては、多くの人がナトリウム(食塩相当量)について過剰な摂取をしているため、ナトリウムについては、誤差の許容範囲の設定を「上限のみ」とする。

(考え方5-3-3)  
低含有量の場合は、例えば、栄養的意味がないと考えられる量(〈例〉熱量5kcal)までの範囲に限って、誤差の許容範囲を拡張する。

(考え方5-3-4)  
「幅表示」については、引き続き、認めることとする。

## その他

意見内容	類似意見の 総計
わかりやすい表示を目指す表示一元化は進めるべき。	40件
法目的・理念を表現する手段であり、表層的に一元化することは、より混乱を招くことになりかねない。	22件
実態調査・ヒアリングなどを行っていただきたい。	26件
消費者が食品表示の内容を正しく理解して活用がなされるように、消費者啓発を最優先課題として取り組むべき。	23件
拙速とならないよう慎重な検討を要望する。	10件
「原料原産地」や「遺伝子組換え」については、商品の安全性には関与しない項目であると考えられるので、任意表示やメーカー問い合わせでの対応で問題ないと考ええる。	4件